

復興大臣
竹下 亘 様

復興特区制度等における税制特例の
適用期間の延長等に関する要望書

平成27年8月3日

岩手県知事 達増拓也

復興特区制度等における税制特例の

適用期間の延長等に関する要望書

東日本大震災津波からの復興を加速化するために講じられている復興特区法等に基づく税制上の特例措置の効果により、本県では、今年度末までに約 1,500 億円の投資誘発効果が見込まれるなど、被災地の復興に大きく寄与してきたところであります。

しかしながら、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に全力で取り組んでおりますが、復興まちづくりや住まいの再建をはじめ事業が膨大かつ長期にわたることなどから、今もなお、多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、厳しい状況におかれており、まだまだ復興の途上にあります。

今後、復興まちづくりが本格化することに伴い、復興特区制度等における税制特例措置等が、地域特性を生かした産業を集積し、本格復興を実現するために欠かせないものであることから、特例の延長をはじめとして、様々な課題に対応できるよう、次の事項について、要望いたします。

記

1 復興特区制度等の税制特例措置の適用期間の延長及び適用条件の緩和

被災地において本格化している産業復興に継続して取り組んでいくため、復興特区制度等における税制特例措置について、5年間の延長や被災地の実情に配慮した適用条件の緩和を要望します。

2 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の課税の特例

移転元地の利活用を目的とした土地の交換を円滑に進めるため、市町村が所有する移転元地との交換に応じた土地所有者に課される不動産取得税及び登録免許税を控除する特例措置を講じていただくよう要望します。

3 被災代替資産等に係る特例措置

被災者の生活再建や産業再生に必要な被災代替資産等に係る特別償却及び固定資産税の特例措置や被災区域の土地等特定の資産の買換え等の譲渡所得に係る特例措置に加え、地域の生活必需品である被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置についても延長されるよう要望します。

4 地方税の減収を補填するための財政措置

上記税制上の特例措置に伴う地方税の減収を補填するための財政措置についても併せて延長するとともに、特例により複数年の補填が予定されているものについて確実に措置されるよう要望します。

5 復興特区利子補給金制度

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に寄与する事業に対する利子補給金について、確実に予算が措置されるよう要望します。